

成年後見制度利用促進における都道府県の役割 —市民後見推進の視点から—

大澤 理 尋

1 研究の背景と研究の目的

(1) 成年後見制度及び市民後見の概要と国の取組

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度であり、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある（厚生労働省2022a「参考」：3）。このうち「法定後見制度」は、裁判所により後見人等を選任する仕組みであり、本人の判断能力の低下の程度により成年後見、保佐、補助の三類型に区分され、成年後見人、保佐人及び補助人が選任される（以下三者を合わせて「成年後見人等」という）。成年後見制度が十分に利用されていないことから、2016年4月に成年後見制度利用促進法（以下「利用促進法」という）が成立した。さらに、2017年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第一期計画」という）が、第一期計画の最終年度である2022年3月に第一期計画における課題に対する対応を定めた「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という）が、各々閣議決定された（厚生労働省2022a「参考」：3-4）。

「市民後見人」とは、利用者の家族以外の第三者が地域における公益活動として、無報酬または低額の報酬によって成年後見人等に就任するケースであり（上山2015：59-60）、「法定後見制度」において利用されている。認知症高齢者の増加、知的障がい又は精神障がいのある人の地域生活への移行等成年後見のニーズの増加に伴い、専門職後見人の供給の限界に伴う担い手不足が憂慮され、対応が必要となる。判断能力の不十分な人が地域で自分らしく安心して生活するためには、本人と同じ地域に住む市民が本人を代弁する活動が必要であり、市民後見を推進する必要がある。利用促進法は、成年後見制度の利用促進の基本理念として市民後見人の育成及び活用を挙げる（同法3条2項）。また、第一期計画（内閣府2017）は、司法・行政・民間の三者の連携による「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、その事務局機能を担う中核機関を設けるとする（9-18）。市町村には、中核機関の設置と成年後見制度の利用促進に関する計

画（以下「市町村計画」という）策定の努力義務がある。第一期計画は、中核機関の機能として市民後見人等に対する支援、市民後見人候補者名簿の整備、市民後見人の研修・育成・活用（以上同：13）、法人後見への活用（同：14）及び市民後見人の日常的な相談に応じること（同：14）を、都道府県の役割として広域的な見地からの市民後見人の研修・育成（同：22）を、法律専門職の役割として市民後見人に対する指導、助言（同：24）を挙げ、市民後見の推進を中心的な施策として位置づけている。また、国は、2011年度～2014年度に市区町村に対する補助事業として市民後見推進事業を実施した。事業内容は、①市民後見人養成のための研修の実施、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適正な活動のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による支援体制の構築や養成研修修了者の後見人候補者名簿への登録から家庭裁判所への候補者推薦のための枠組の構築、④その他市民後見人の活動の推進に関する事業（厚生労働省2013：14）である。同事業は、2015年度から権利擁護人材育成事業に再編されている（以下①～④の事業・活動を「市民後見推進」という）。

(2) 研究の目的

第二期計画は、「担い手の確保・育成等の推進」として、「市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する」とする。その上で、「都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される」（厚生労働省2022a：参考：16）としている。

しかし、2021年4月1日時点で、市民後見人の養成に関する事業を実施している自治体は全体の21.5%に止まり（厚生労働省2022c：7）、中核機関においても市民後見人の養成に取り組んでいる割合は56.2%に止まる（同：11）。さらに、中核機関の整備自体が権利擁護センター等と合わせて、人口50万人以上の市区町村では全体の77.1%が設置済みで設置予定時期未定は0%であるのに対し、人口10～5万人では両者合わせて設置済み55.9%設置時期未定13.8%、1～5万人未満では両者合わせて設置済31.2%設置時期未定18.3%、1万人未満では両者合わせて設置済35.3%設置予定

時期未定31.8%と、市町村の人口規模による格差がある。中核機関の整備に向けた主な課題としては、「市町村における委託費等の予算の確保」、「地域に中核機関の業務を担える人材が乏しい」、「成年後見制度に関する知識・経験が乏しい」、「委託予定先の機関との調整」「専門職団体や家裁との中核機関のあり方の調整」等が挙げられている（厚生労働省2022b：6）。

次に、都道府県の状況（令和3年4月1日時点）をみると、市民後見人の養成を実施している（予定を含む）自治体数が多い順に北海道54、東京都33、大阪府23、静岡県19、岡山県19であり、他方、石川県、福井県、滋賀県、和歌山県、山口県、愛媛県、佐賀県は0と、都道府県による格差が大きい（厚生労働省2022c：34）。また、同時点で都道府県として市民後見人養成研修に取り組んだ数は11（23.4%）である（厚生労働省2022c：36）。新潟県においては、30市町村のうち中核機関設置済みが7（23.3%）（厚生労働省2022c：22）、市民後見人を養成している市町村は6（20%）（厚生労働省2022c：34）である。

以上を踏まえ、市民後見推進の視点から成年後見制度利用促進における都道府県の役割を検討すること、実践的には、筆者の居住する新潟県に検討材料を提供することが本研究の目的である。

2 先行研究の概要と研究の方法

(1) 先行研究の概要

筆者は、博士論文（大沢2020：111-122、149-160）において、市民後見推進について静岡県及び新潟県の市町村に対する支援を調査分析した。調査当時新潟県の30市町村のうち市民後見推進に取り組んでいたのは5市町村に止まっていた。また、新潟県は、市民後見推進を含む成年後見制度利用促進の方策を市町村の判断に委ね、県の方針を示していなかった。一方、市町村社協の法人後見の実施率は、60%に達していた。この特徴を踏まえ、都道府県主導のパターンとして、「静岡モデル」（県内の市町村に市民後見実施機関の広域設置の方針を示し市町村の取組を支援）、上山泰教授の提唱する「新潟モデル」（県による中核機関の戦略的配置（上山2018：121-126）以外に、県が法人後見を実施している社会福祉協議会（以下「社協」という）を中心に中核機関を設立し近隣市町村から委託を受ける調整を進め、法人後見の実施機関が法人後見のスタッフである法人後見支援員の養成・活用を経由して市民後見に取り組む方法を示した。

他方、都道府県の実践例の調査研究として、次の4つの先行研究があ

る。①成年後見制度利用促進体制整備委員会2018（静岡県の実態把握を中心に、埼玉県、長野県及び沖縄県の各取組のヒアリング結果を記載）。②成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会2019（北海道、神奈川県、埼玉県、静岡県及び宮崎県の取組の調査結果を記載）。③中核機関の先駆的取組調査研究委員会2020、北海道、福島県、東京都、香川県、宮崎県及び沖縄県の取組を記載）。④「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会2021（大阪府及び香川県の各取組のヒアリング結果を記載）がある。このうち④の報告書は、調査結果の分析を「地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド～都道府県と市町村協働による体制整備に向けて～」にまとめ、都道府県の役割として下表を提示している（120-121.下表の標題は筆者による）。

表1：都道府県による市町村支援の方向と具体例
 （「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会作成）

一覧にすると…	
大分類	支援の方向と具体例
実態把握	(1)市町村の実態把握（環境条件、取組状況）
	①市町村における取組状況の把握
	②市町村の現状における背景・要因等の分析
	(2)都道府県による市町村支援の検証、市町村を交えた振り返り
	①これまでの市町村支援に対する都道府県内部での確認
情報提供・ 情報共有・交流	②個別、広域の圏域等での市町村との意見交換
	③家庭裁判所・都道府県社協・専門団体等との意見交換
	(1)正確な理解促進のための情報提供
	①国、都道府県の方針等の説明
	②市町村で活用できる広報フォーマット等の提供
	(2)市町村のニーズに応じた情報提供等
	①効果的な情報提供を図るための市町村のグループ化
②財源確保のための国庫補助金等活用方法の例示	
調整	(3)市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり
	①管内市町村が互いに進捗状況や工夫点を共有できる場の設定
	(1)広域連携での取組に向けた自治体間の調整
	①勉強会の広域開催等参加しやすい連携のきっかけづくり
	②市民後見人の育成・支援の共同実施や中核機関の機能分担等の調整

大分類	支援の方向と具体例
調整	(2)専門職団体とのネットワーク化支援
	①専門的助言の確保などに向けた専門職団体とのネットワークの構築支援（つなぎ役）
	②専門職団体等のエリア割・担当と市町村の圏域との擦り合わせ
	(3)家庭裁判所とのネットワーク化支援
	①家庭裁判所とのネットワークから得られた情報の展開
	②（広域連携等を想定した）家庭裁判所と市町村との連絡会等の開催
	(4)その他
①市町村間の取組の標準化を図る調整	
相談支援・助言	(1)市町村や関係機関との共有や連携を通じた相談対応・助言
	①都道府県の推進方針を管内市町村等と共有することを通じた体制整備の後押し
	②市町村に対して体制整備の進め方等を総合的に相談対応・助言するためのアドバイザー等の派遣
	(2)各市町村の体制整備のモニタリングと必要に応じた段階的な支援
	①各市町村の体制整備の段階や内容に応じた具体的支援
	(3)包括的な支援体制との一体的な整備に向けた支援
	①都道府県地域福祉支援計画等での方針の明確化
②市町村が活用可能な都道府県における重層的な支援体制整備に資する事業の創設・実施	
人材育成	(1)市町村におけるキーパーソンの理解促進
	①市町村の管理職、議会等の理解促進に向けた広報・研修等
	(2)市町村における相談支援の基盤づくり
	①権利擁護支援ニーズの拾い上げに向けた多様な会議の活用方法の提示
	(3)「チーム」構成員の理解促進と資質向上
	①介護・福祉・医療機関、金融機関等の関係者への理解促進
	②意志決定支援等に関する研鑽の機会確保
	(4)担い手の基盤拡大
	①市民後見人の育成
	②法人後見を実施する法人の拡大・連携促進
	③都道府県社協等による都道府県単位での法人後見の実施
(5)後見人等支援	
①市民後見人のフォローアップ	
その他	①苦情解決等に対する広域（全県下）での対応
	②新たな連携・協力先探し

(2) 研究の方法

ア 調査方法

(1)①～④の各先行研究による調査のうち、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、大阪府、香川県、宮崎県及び沖縄県の各調査結果が、市民後見について言及している。特に、静岡県、大阪府及び香川県の各取組は、市民後見推進を通じ成年後見制度の利用促進を進めている。これらの都府県のデータを本研究の分析の対象とする。また、筆者の博士論文においても、静岡県及び静岡県社協並びに新潟県の担当者らによるヒアリング調査を実施した（大沢2020：111-122、149-160）。さらに、新潟県は、関係事業を委託している新潟県社協と共に検討を進め、2022年7月市民後見推進に関する方針案（新潟県・新潟県社協2022、以下「新潟県方針案」という）を、専門職団体及び新潟家庭裁判所に示した。そのため、新潟県方針案の作成に関わった新潟県社協について、担当者に対するヒアリング調査を実施した。筆者の実施した調査の概要は、下表のとおりである。

表2：筆者の実施した調査の概要（筆者作成）

調査対象		項目	調査年月日/場所	調査協力者
1	静岡県		2018.8.21 静岡県庁	県健康福祉部長寿福祉局地域福祉課地域福祉班主査、同県社会福祉協議会福祉企画部地域福祉課長、同権利擁護課長
2	新潟県		2019.4.17 新潟県庁	新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長、同課長補佐 同課高齢化対策係長、同課同係主査（主説明者） 同部障害福祉課自立支援係係長 新潟県社会福祉協議会企画広報課課長、同課主査
3	新潟県社会福祉協議会		2022.7.25 新潟県社会福祉協議会	新潟県社会福祉協議会企画広報課課長、同課主査

これらのヒアリング調査の結果及び新潟県方針案を分析対象とした。

イ 倫理的配慮

表2の各調査の調査対象者から、本論文の作成等研究活動として調査内容を活用することに同意を得ている。また、本研究では、氏名、住所等の個人情報は取り扱っていない。

(3) 分析の方法

表1は、佐藤2008の質的データ分析法による定性的コーディング及び概念的カテゴリーの生成において作成される表と類似し、かつ、使用しているデータもヒアリング調査の結果であり共通している。このことは、本テーマの分析方法としての佐藤の分析法の有効性を示すものである。そこで、(2)のデータの分析方法は、佐藤2008を参考にした。ただし、佐藤の分析法とは異なり、逐語データ自体ではなく、上記各文献において整理されたデータをも分析の対象とした。これに伴い筆者の実施したヒアリング調査の結果も、上記各文献同様に整理をした上で分析した。その理由は、次の①～③の3点である。①本研究は調査対象者の「語り」ではなくシステムを対象としている。②(2)のデータの大半が逐語データでない。③逐語データを直接分析対象とするのではシステムの内容がわかりにくい。

分析のコーディングは、上記の各データにコードをつけ、関連性の高いもの同士をグループに分け、カテゴリーを抽出した。その上で、概念カテゴリーの相互関係の図式化を試みた。分析結果の妥当性を確保するために、カテゴリーを抽出した文章全体の文脈に立ち返り、作業を繰り返した。

3 調査結果

調査の分析の結果表3のように、7つのカテゴリー及び18のコードが抽出された。このうち新潟県に関する記述は、表及び本文において太字で示した。

表3：都道府県における市町村支援の要素（筆者作成）

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
都道府県の役割の自己規定	情報提供と共有	「県としてできること、できないことを整理した上で、求められる役割を、「成年後見制度に関する情報の提供と共有」と位置づけ、「県で得ることのできる成年後見制度や県内市町の動きに関する情報を、分かりやすくまとめ、適宜、市町その他の関係機関に提供して共有を図り、成年後見制度の利用促進に役立ててもらおうこと。」とした」（香川県：D93）

カテゴリ	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
都道府県の役割の自己規定	市町村と一緒に進めていくアプローチ	<p>「市町それぞれで状況が異なるので、着手しやすい取組は異なります。そのため、全市町一律の進め方ではなく、その市町が何に興味、関心を持っているのか把握して、関心事項への支援を実施しています」（香川県 C：276）</p> <p>「宮崎県としては協議の場の調整は進めるものの、具体的な協議や進め方は市町村主体で実施してもらうようにします。そして、市町村で協議を始めてもらう際には、「実際、業務の中で今困っていることからスタートしてください」ということを伝えるようにしています」（宮崎県 C：279-280）</p> <p>「県がいろいろ主導したところで、地元の自治体にそういった意識・考えがなければ一方的に言ったところで動かない。個別市町村への支援の中で本当に関係性を作っていく、一緒に汗かいていくから頑張ろうよというような働きかけをしていくしかない」（新潟県社協 F）</p> <p>「地域における持続可能な活動体制を構築するためには、地元関係者が主体的に下記事項について検討・整理した上で、県による取組へ繋げる必要がある。① 担い手不足の課題共有、研修会開催の必要性の有無 ② 養成人数の目標値設定 ③ 研修会の開催方法（単独開催 or 県との共同開催）④ 事務局体制（直営 or 委託）⑤ 研修内容（下記⑥も想定した上で）⑥ 修了生の活動形態（下記⑦とも連動させた上で）⑦ 活動者のフォローアップ体制（継続研修等）」（新潟県社協 F）</p>
市町村の状況把握	実態調査	<p>「県社協独自の取組として、2013年度以降成年後見に関する市町村のニーズや取組体制に関する実態調査を実施し、結果を公表している」（新潟県 E：150）</p> <p>「新潟県社協が実施した県内の実態把握調査を参考に、「成年後見制度に関する実態把握調査【平成26年度】」を実施した。その結果について、市町別の数字を各市町行政等に提供したことにより、潜在的なニーズを明らかにする取組に繋がった。マスコミ報道で取り上げられたことにより、市町での議会で「わがまちの取組」への質問につながったケースもある」（静岡県 E：117）</p>
市民後見人養成への展開	養成事業の実施	<p>「市民後見人の養成については、国のモデル事業開始前から大阪府が取組を開始していたが、国のモデル事業開始に伴い、大阪府としても着手。手を挙げた市町村に補助を開始した」（大阪府：D89）</p> <p>「引き続き、市民後見人養成事業を実施することとし、市民後見人が学んでおくべき基礎部分の研修を県社会福祉協議会に委託して実施する」（香川県 D：97）</p> <p>「2015年度から、市民後見人養成研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援に取り組む市町村に対する補助金である市民後見推進事業補助金を設けている。」（新潟県 E：150）</p> <p>「市町村負担なし市民後見養成の必要性があれば使えばいいし、そこまで達していなければ使えない」（新潟県社協 F）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
市民後見人養成事業実施後の展開	養成事業実施後の展開	<p>「香川県では、平成19年度から市民後見人養成事業を開始しました。（香川県社会福祉士会に委託）しかし、当時は、市民後見人を養成することが事業の中心で、その後の活動支援まで取り組めていなかったため、市民後見人を養成したものの、誰も受任できていない状況が続いていました。そこで、香川県では、平成21年度にワーキンググループを設置し、市民後見人が活動するためのバックアップ体制の整備について、具体的に協議し始めました。その結果、香川県社協を事務局とし、実務を担う専門職団体、市町社協が参画する「かがわ後見ネットワーク」が構築されました」（香川県C：274）</p> <p>「静岡県では、2011年度に国の介護保険事業費補助金に市民後見推進事業が新設された際地域福祉課が成年後見制度（市民後見）の所管課となり、2012年度から市町における市民後見人育成・活動支援の体制整備に向け、県社協との協働による取組を開始した。」「その後、利用促進法の施行・国の基本計画の策定により、地域連携ネットワークや中核機関が提起された。これまでの取組との連続性や着手しやすさを考え、「まずは市民後見」となった」（静岡県E：114）</p> <p>「市民後見養成の前段の部分の体制整備のところで、中核機関の整備や機能の拡充、法人後見の団体を増やしていくというベースづくりを丁寧に地道にやっていくほかはない」（新潟県社協F）</p>
	未実施市町村へのはたらきかけ	<p>「未実施の市町村に対しては、市民後見人は社会貢献で活動してくれるメリットがあると伝えたが、その後実際には動いた市町村はなかったので、まだまだ工夫が必要。一方で、PRの仕方を変えていく必要がある、と考えている」（大阪府：D90）</p> <p>「2017年11月から2018年3月、市民後見の体制整備に着手していない市町を対象に、近隣の市町と広域で養成研修を実施することを協議してもらって研修として、成年後見実施機関広域設置研修を実施した。未着手の市町による取組を待つのではなく、県が主導して話し合いの場を作った。市町のグループ分けも、県が確定的に決めて提示したというより、たたき台として示したつもりが結果的にそのままになった。基本的には、県・県社協がしたことは場の設定だけで、内容は各市町に考えてもらうようにした。」（静岡県E：114-115）</p> <p>「県内市町村を取組の進捗状況に応じカテゴリー分類した上、カテゴリー別に県の支援方法を検討する。カテゴリーA（中核機関整備、法人後見実施 市民後見人養成研修実施：県による支援：必要性低い）、B（中核機関整備、法人後見実施 県による支援：市民後見人養成研修実施に向けた働きかけ）、C（法人後見のみ実施 県による支援：中核機関整備に向けた働きかけ）、D（中核機関のみ整備 県による支援：法人後見実施に向けた働きかけ）、カテゴリーE 体制未整備 県による支援：中核機関・法人後見実施に向けた働きかけ」（新潟県G：3-4）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
市民後見人養成の展開	広域実施	<p>「広域的な実施を検討している市町に対し、必要に応じて助言等を行う」（香川県 D：97）</p> <p>「※広域的な整備に取り組む市町村への支援：地域医療・介護確保総合基金を活用し、中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備を広域で進める場合、市町村職員間の認識の共有が重要なことから、当該自治体間での勉強会等を進める場合に補助を付与。また、広域での担い手確保を目的とした地域住民等に対する市民後見人等に関する普及啓発等の取組に対しても補助を付与する」（宮崎県 B：86）</p> <p>「2017年11月から2018年3月、市民後見の体制整備に着手していない市町を対象に、近隣の市町と広域で養成研修を実施することを協議してもらった研修として、成年後見実施機関広域設置研修を実施した。未着手の市町による取組を待つのではなく、県が主導して話し合いの場を作った。市町のグループ分けも、県が確定的に決めて提示したというより、たたき台として示したつもりが結果的にそのままになった。基本的には、県・県社協がしたことは場の設定だけで、内容は各市町に考えてもらうようにした」（静岡県 E：114-115）</p> <p>「同じ圏域内での取組にある程度、土壌が一緒の部分がないと一斉にはできない。体制整備の進捗状況が似通っているというところ同士でやるのであればよいが、それが距離的に離れているのであれば難しいかもしれない」「例えば長野とか北海道とか、市町村数が多ければある程度まとめてやらないと進まない部分もあると思うが、新潟県は市町村が30しかないで、その現状に合わせた支援ができるのではないと思う」（新潟県社協 F）</p> <p>「（市民後見人養成研修について）県内全域で担い手不足が懸念されること、小規模な自治体（特に町村部）では、専門職不足等の理由により単独での担い手育成は困難と想定されることから、県域での実施が必要と考えられる」（新潟県 G：2）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
法人後見との関係整理	法人後見受任体制整備の支援との関係	<p>「半数程度の市町村が、市民後見人の養成に参画していない状況が続いていることから、市町村の意見を募ったところ、「市民後見人の負担が大きい」「無償では難しい」等の意見が出された」「市民後見人の養成等の取組が前記の現状の中、府としては、後見制度の担い手不足を課題と感じていた。そうした中で、社会福祉法人は地域で活動していること、また、法人後見活動の実施は、社会福祉法人にとっても地域における公益的な活動となるのではないかと考えた」「令和3年度より、地域における公益的な取組の一環として、社会福祉法人に、法人後見活動への参加を呼びかけ、現在、下記のような実施体制を構築中である。・研修カリキュラムの作成・受任調整体制・後方支援（専門職相談、フォローアップ研修、意見交換会等）」（大阪府：D90）</p> <p>「権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）・開始年月：H27年度～地域医療・介護確保総合基金を活用し、県内における法人後見を受任するための体制整備を開始。・目的：成年後見制度の担い手不足の実態や市民後見人選任の実績がない実態を踏まえ、長期的に見て、県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備する必要性とともに、事例への関与の継続性を考え、県として法人後見受任体制および関与する人材育成に取り組むこととした。・主な取組：－市民に対する法人後見支援員養成研修－社協職員等に対する法人後見専門員研修－広域的な整備に取り組む市町村への補助（H30年度～）」（宮崎県B：86）</p>
	法人後見支援員との関係	<p>小規模な市町（特に島しょ部）では、町民同士の距離が近すぎるため、「顔見知りの人に色々と知られるのは嫌」と市民後見人が馴染まない可能性があり、法人後見への期待が大きい。このため、市民後見人養成研修の修了者に対し、法人後見の支援員としての立場で関わっていただくことも進めたいと考える」（香川県D：97）「一般的に、「市民後見人は責任が重い」というイメージがあり、当初から市民後見人養成を目的とすると、「自分にはできない」と敬遠されてしまう傾向にあることから、まずは、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として活動することを目標とし、活動する中で経験を積み、市民後見人としても活動できそうな人を市民後見人として養成する、という流れで市民後見人養成事業を実施するようにしている」（香川県D：98）</p> <p>「専門職の地域偏在という地域課題が明白であったことから、市町村社協による法人後見を選択肢の一つとして、体制整備を図っていくという考えを持っていました。そこで、平成27年度からは地域医療介護総合確保基金を活用し、将来的な市民後見人育成のビジョンを持ちながらも、まずは法人後見の受任体制整備を権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業という形で進めていきました」（宮崎県C：278）</p> <p>「担い手不足を市民後見の単独選任を目指す1つの理由とするのであれば、法人後見でたくさん動ける方を確保すれば、単独市民後見にこだわる必要もない。やりがいか、当人の人が望むのであれば単独受任であってもいいと思うが、必ず単独を目指すというのも、選任実績の乏しい新潟県内の今の実態から見れば苦勞だけが多い」（新潟県社協F）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
関係機関向け研修	関係機関全体の研修	<p>「各市町、各市町社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、高松家裁、県社会福祉協議会、県（高齢者担当、障害担当）」を参加者として、「成年後見制度利用促進研修会の実施」「厚労省成年後見制度利用促進室専門官を講師に、成年後見制度利用促進法と基本計画の概要、中核機関の役割等についてオンラインによる説明を受けるとともに、中核機関設置済み市町から取組事例の実践報告を行う。」「これら説明や実践報告を踏まえ、中核機関に求められる役割やその機能強化に向けた対策等について、参加者全体で情報共有を行う」（香川県：D93）</p>
	ターゲットを絞った研修	<p>「市民後見の体制整備に着手していない市町を対象に、近隣の市町と広域で養成研修を実施することを協議してもらう研修として、成年後見実施機関広域設置研修を実施」（静岡県 E：114-115）</p> <p>「2014年度から法人後見の担当者を対象として成年後見制度法人後見推進研修会を実施している」（新潟県 E：150）</p> <p>「2017年度から市町村の成年後見制度の担当者を対象として成年後見制度担当者研修会を実施している」（新潟県 E：150）「基本的な部分の底上げという趣旨ではこの研修会は継続開催していく意義がある」（新潟県社協 F）</p>
		<p>係長、課長級職員向け研修について、「府としては、市町村の管理職等にも制度を知ってもらう必要があると感じていて、昨年度から取組を開始」（大阪府 D：91）</p>
		<p>中核機関未整備市町村向け研修について、「令和2年度より、中核機関の整備が進んでいない市町村に対し、課長級職員も参加してもらいながら、制度概要などを含めた「利用促進のセミナー」を実施」（大阪府：D92）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
連携強化・ネットワーク構築	意見交換会・連絡協議会・ネットワーク運営会議	<p>「市町村と市町村社協を県内4圏域ごとに集めて、権利擁護人材育成資質向上支援体制づくり事業の説明会と併せて意見交換会を毎年実施しています。さらに、意見交換会は、利用促進全般における各市町村の概況や本人情報シートなどの最新の動向などを伝える機会としても活用しています。そして、意見交換会には、家庭裁判所や専門職もオブザーバーとして参加しており、市町村の実態を把握してもらう場としての側面もあります」(宮崎県 C : 279)</p> <p>「成年後見制度の利用を支援し、成年後見制度に関わる様々な機関等と連携を図って、香川県における権利擁護を推進するために、弁護士会、司法書士会、社会福祉士の専門職三団体と県内社会福祉協議会で組織された任意団体・かがわ後見ネットワークの事務局を県社会福祉協議会が担っており、運営協議会を年5回程度開催している」(香川県 D : 95)</p> <p>「2015年度から新潟家庭裁判所の本庁と支部ごとに成年後見制度推進連絡会議を開催し、市町村の担当者と家裁の担当書記官を招へいし、県、県社協、新潟家裁、新潟県弁護士会、新潟県司法書士会・リーガルサポート新潟県支部も参加して、新潟家裁の本庁及び各支部並びに各市町村の取組状況について情報交換・意見交換等を実施した。2019年度からは、県、県社協、三士会の代表が協議して選定した市町村に対し、訪問して意見交換を行う方式に変更した」(新潟県 E : 150)「一時は市民後見の広域養成などを頭の片隅に置きながら議論ができればいいと思っていたが、市町村の市の担当者の認識、社協の担当者の認識がまだ醸成されていなかったのか、効果的な策が打ち出せなかったという印象である。個別市町村に絞ってやったほうが効果的な支援につながるのではというところで切り替えた経緯がある」(新潟県社協 F)「利用促進法の施行及び国の基本計画の策定を受けて、2018年度から、成年後見制度の利用を促進するために県が行う市町村への支援等を検討する場として、県、県社協、新潟家裁、三士会を参加者として専門職団体との意見交換会を実施している」(新潟県 E : 150)</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
連携強化・ネットワーク構築	家庭裁判所との関係強化	<p>「中核機関の設置に向けた関係機関の連携の在り方について協議するため、高松家裁が管轄区域（4箇所）ごとに家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会を開催しており、県は、オブザーバーとして参加。こうして得られた情報は、適宜市町村に展開して、家庭裁判所の有する情報や考え方が市町に伝わるようにしている」（香川県 D：95）</p> <p>「成年後見に関する家庭裁判所との連絡協議会 当初は市民後見人の選任に向けて家庭裁判所と協議する機会を設けていたが、市民後見人の選任が進んでいることや、成年後見制度利用促進の動向等をふまえて徐々にテーマを変えている。平成29年度からは、市町村職員から申立て先の家裁支部職員とも関係を構築したいとの意向を受け、家庭裁判所本庁に加え、支部職員への出席も依頼している。対象：市町村、市町村社協、家庭裁判所、県、県社協」（神奈川県 B：77）</p> <p>「利用促進法に基づく国の基本計画が示されてからは、東京家裁・東京都・東社協及び三士会で協議を重ね、令和元年4月、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の運用を開始し、東京都のあんしん生活創造事業の新たな補助メニューにも位置付けました。この新たなしくみでは、区市町村（中核機関）ごとに「検討・支援会議」を設置し、「後見（支援）基本方針シート」を作成の上、それを家裁と共有することにより、後見人の選任前から選任、選任後まで、一貫して意思決定支援と身上保護を重視した支援を実現することをめざしています」（東京都 C：270）</p>
	専門職の活用	<p>「かがわ後見ネットワークでは、まず住民等が気軽に相談できる環境を提供するために、専門職による無料相談会を開始しました。そして、無料相談会での経験から、専門職から「県で集約的に、住民等からの相談を受ける仕組みには限界を感じる。ご本人が生活している市町や地域を圏域として、住民や地域包括支援センターなど様々な機関が専門職に対し、身近に相談できないと意味がない。」という提案がありました。この提案が契機となり、複数の市町を圏域に分け、その圏域ごとに専門職の担当を配置し、研修会への講師派遣や、相談、ケース会議、申立ての場面で専門的な助言を行う「地域担当制」を導入することになりました」（香川県 C：274）</p> <p>「「あんしん生活創造事業」ではその実績を踏まえ、より広い権利擁護支援に資する事業として積極的に推進していくためには、制度について専門的知見を有する専門職団体との連携が重要である、との東京都からの声をきっかけに、東京の3つの弁護士会、リーガルサポート東京支部、東京社会福祉士会の5団体との間で「判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定」が2020年2月に締結されました」（東京都 C：272）</p> <p>「成年後見制度体制整備支援事業として、市町村へ課題抽出、支援策検討等のための専門職アドバイザー派遣を予定している」（新潟県社協 F）</p>

カテゴリー	コード	データの一部（都道府県名：出典ページ数）
市町村への個別支援	市町村への個別訪問	<p>「市町からの体制整備に関する問合せに対応したり、市町と市町社会福祉協議会による協議の場に参加して、厚生労働省や家庭裁判所の資料、他市町の取組状況に関する情報等を提供し、その市町の体制整備の進め方について検討したりしている。必要な場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の参加も調整している」（香川県：D94）</p> <p>「中核機関設置に向けた後方支援や市町村に対する個別の助言や支援のポイント ○市町村で実施される協議や勉強会を訪問し、市町村の課題に応じた、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供を行っている」（宮崎県 B：88）</p> <p>「成年後見制度訪問検討会（自治体訪問）により、村上市、十日町市、柏崎市、糸魚川市及び津南町で中核機関が設置された」（新潟県社協 F）</p>
	市町村協議への参加	<p>「中核機関設置に向けた後方支援や市町村に対する個別の助言や支援のポイント ○市町村で実施される協議や勉強会を訪問し、市町村の課題に応じた、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供を行っている」（宮崎県 B：88）</p> <p>「阿賀町におけるこれからの成年後見制度を考えるプロジェクト」にも、新潟県社協により県社協主事（社会福祉士）がアドバイザーとして派遣され、中核機関設置につながっている」（新潟県 E：150）</p>
	成年後見制度利用支援事業実施要綱の見直し支援	<p>「香川県では、県内 17 市町の成年後見制度利用支援事業実施要綱を集約し、支給対象者、支給要件・内容等を比較できる一覧表を作成。各市町、県社会福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所と共有している」「助成対象を市町村長申立事案に限定している 5 町に対し、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として、実施要綱の見直しに関する通知を行い、市町の実施要綱の見直しを後押しした」（香川県：D95）</p>
	個別相談への対応	<p>「行政、市町社会福祉協議会からは、成年後見に係る個別案件の相談があり、ケース会議に県社会福祉協議会担当者が参加したり、専門職による地域担当制を活用したりしている（例えば、法人後見をしている中で判断に迷うことなど。」（香川県：D94）</p>

文献等の略語：A 成年後見制度利用促進体制整備委員会（2018） B：成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会（2019） c：中核機関の先駆的取組調査研究委員会（2020） D：「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会（2021） E：大沢（2020） F：新潟県社協担当者に対するヒアリング調査（2022実施） G：新潟県・新潟県社会福祉協議会（2022）

以上について、カテゴリーは【 】、コードは< >、上記文献の記載及び筆者の実施したヒアリングデータから引用した発言は「 」で示し、カテゴリーごとに説明すると、次のとおりである。

(1) 【都道府県の役割の自己規定】

【都道府県の役割の自己規定】として<情報提供と共有>を挙げるものがあった。さらに、<市町村と一緒に進めていくアプローチ>について「その市町が何に興味、関心を持っているのか把握して、関心事項への支援を実施」するものと、「個別市町村への支援の中で本当に関係性を作っていくって、一緒に汗かいていくから頑張ろうよというような働きかけをしていくしかない」としつつ、具体的なプロセスとして「地域における持続可能な活動体制を構築するためには、地元関係者が主体的に下記事項について検討・整理した上で、県による取組へ繋げる必要がある」として7つの項目を掲げるものがあった。

(2) 【市町村の状況把握】

【市町村の状況把握】の手段として<実態調査>が挙げられている。また、「結果について、市町別の数字を各市町行政等に提供したことにより、潜在的なニーズを明らかにする取組に繋がった」と調査結果を市町村にフィードバックした効果が述べられている。

(3) 【市民後見人養成の展開】

<養成事業の実施>として市民後見人養成事業を実施している都府県にも、「引き続き、市民後見人養成事業を実施することとし、市民後見人が学んでおくべき基礎部分の研修を県社会福祉協議会に委託して実施する」と県の役割を強調するものと、同事業に加え県独自の補助金を設けつつ「市民後見養成の必要性があれば使えばいいし、そこまで達していなければ使えない」と市町村の状況に応じた判断を強調するものがあった。

また、<養成事業実施後の展開>として、「市民後見人が活動するためのバックアップ体制の整備について、具体的に協議」し「社協を事務局とし、実務を担う専門職団体、市町社協が参画する」活動体である「ネットワーク」を構築した例がある。また、「利用促進法の施行・国の基本計画の策定により、地域連携ネットワークや中核機関が提起された」ことを受けて、「これまでの取組との連続性や着手しやすさを考え、「まずは市民後見」と、市民後見推進について成年後見制度利用促進の体制整備を先導する位置づけとした県がある。これに対し、「市民後見養成の前段の部分の体制整備のところで、中核機関の整備や機能の拡充、法人後見の団体を増やしていくというベースづくり」を丁寧に行うとして、中核機関及び法人後見の整備を市民後見人の養成の前提とする県もあった。

＜未実施市町村へのはたらきかけ＞として、「市民後見の体制整備に着手していない市町を対象に、近隣の市町と広域で養成研修を実施することを協議してもらおう研修」を実施した県がある。これに対し、「県内市町村を取組の進捗状況に応じカテゴリー分類した上、カテゴリー別に県の支援方法を検討」するという市町村の個別支援に関する提案もあった。

＜広域実施＞については、県による「助言」「補助金」等個別市町村に対する支援の他、「県が主導して話し合いの場」を作り市町のグループ分けも「たたき台として示した」県があった。一方、県内の市町村間格差（「同じ圏域内で取組にある程度、土壌が一緒の部分がないと一齐にはできない」）及び市町村数（「市町村数が多ければある程度まとめてやらないと進まない部分もあると思うが、新潟県は市町村が30しかないの、その現状に合わせた支援ができるのではないか」）を踏まえ、広域連携を前提とせず、「県内全域で担い手不足が懸念されること、小規模な自治体（特に町村部）では、専門職不足等の理由により単独での担い手育成は困難」として県による養成研修の実施を検討するものもあった。

(4) 【法人後見との関係整理】

専門職後見人の給源不足が指摘されるなか、市民後見人と並んで挙げられるのが法人後見であり、市民後見と【法人後見との関係整理】が試みられている。市民後見推進と＜法人後見受任体制整備の支援との関係＞について、市民後見の取組がない市町村が少なくない現状を踏まえ「社会福祉法人に、法人後見活動への参加を呼びかけ」る実践や「県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備する必要性とともに、事例への関与の継続性を考え、県として法人後見受任体制および関与する人材育成に取り組む」例があった。ここで市民後見人養成と＜法人後見支援員との関係＞が問題となる。この点について、「小規模な市町」では「市民後見人が馴染まない可能性」があり「法人後見への期待が大きい」ことや「市民後見人は責任が重い」というイメージがあり、当初から市民後見人養成を目的とすると敬遠されてしまう傾向にある」ことから、「まずは法人後見」ということで、法人後見支援員の育成を念頭に、「法人後見の受任体制整備を権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業という形で進めて」いる例があった。これに対しては、法人後見及び法人後見支援員の育成のみでは担い手不足が解消できないとの懸念がある。この点を意識しつつ、「法人後見でたくさん動ける方を確保すれば、単独市民後見にこだわる必要もない」「必ず単独を目指すというの、選任実績の乏しい新潟県内の

今の実態から見れば苦勞だけが多い」として、管内市町村の状況によっては法人後見のスタッフである法人後見支援員の育成を推進することが合理的であるとの指摘があった。

(5) 【関係機関向け研修】

多くの都道府県では、【関係機関向け研修】を実施している。【関係機関向け研修】は、<関係機関全体に対する研修>と<ターゲットを絞った研修>に分けられる。<ターゲットを絞った研修>には、市民後見推進のための研修とそれ以外がある。前者として、市民後見推進事業への取組の流れから「成年後見実施機関広域設置研修を実施」して体制整備につなげる県がある。一方、後者には、「基本的な部分の底上げ」を趣旨として「市町村担当者研修」を実施する他、「係長、課長級職員向け研修」、「中核機関未整備市町村向け研修」等工夫している例がある。

(6) 【連携強化・ネットワーク構築】

市民後見人養成研修の講師依頼や養成研修修了者と具体的な事案のマッチング（受任調整）、選任後の支援・監督のためには、市町村、専門職（団体）及び家庭裁判所との【連携強化・ネットワーク構築】が不可欠である。市町村間の<意見交換会・連絡協議会・ネットワーク運営会議>を開催し、「家庭裁判所や専門職も」参加している例がある。

成年後見制度利用促進のネットワークの特徴として、成年後見人等の選任、監督及び解任の権限を有する家庭裁判所（以下「家裁」という）との連携が不可欠である点が挙げられる。家裁と市町村等の関係機関が市民後見人に相応しい事案と求められる資質のイメージを共有しなければ、市民後見人の候補者を養成しても家裁が成年後見人等として選任することは難しい。そこで、<家庭裁判所との連携強化>が必要となり、「成年後見に関する家庭裁判所との連絡協議会」への参加や、「検討・支援会議」を設置し「後見（支援）基本方針シート」を作成する等の取組がなされている。

また、<専門職の活用>として、「研修会への講師派遣や、相談、ケース会議、申立ての場面で専門的な助言を行う「地域担当制」を導入する」、専門職団体と「協定」を締結する等の取組がなされている。

(7) 【市町村への個別支援】

近年の取組として、都道府県による【市町村への個別支援】が挙げられる。<市町村への個別訪問>として、県の担当者が「市町村の課題に応じ

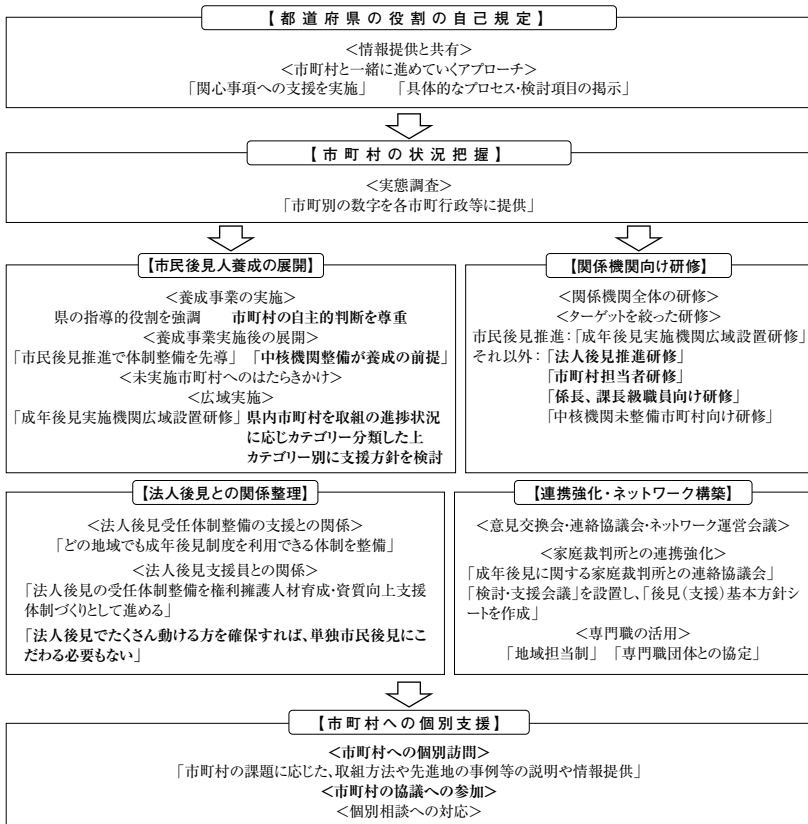
た、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供を行っている」例がある。また、個別訪問により、県内の複数の自治体で「中核機関が設置された」県もある。さらに、＜市町村の協議への参加＞が「中核機関設置につながっている」例がある。体制整備への支援の一環として＜成年後見制度利用支援事業実施要綱の見直し支援＞や、＜個別相談への対応＞を行っている県もある。

4 考察

(1) 都道府県における市町村支援の要素関係と都道府県の役割

3の分析に基づき、都道府県における市町村支援の要素について、概念カテゴリーの相互関係を図式化すると、図1のとおりである。

図1：都道府県における市町村支援の各要素の相互関係（筆者作成）



まず、都道府県は、市町村に対する支援に取り組むに当たり、【都道府県の役割の自己規定】をする必要がある。ここで注意すべきは、市町村計画の策定が努力義務とされており、また、市町村には人員及び財源の限界があることである。そうすると、都道府県から市町村に対する「トップダウン型」の手法ではなく、＜情報提供と共有＞をもとに＜市町村と一緒に進めていくアプローチ＞を採ることになる。この【都道府県の役割の自己規定】を明確にすることで、【市民後見人養成の展開】段階の＜養成事業の実施＞において「市町村の自主的判断を尊重」することが「何もしない」ことではないことが明確になる。この＜市町村と一緒に進めていくアプローチ＞に基づく市町村支援の起点として、管内の【市町村の状況把握】が必要であり、市町村の＜実態調査＞を実施する。＜実態調査＞の結果について、＜情報提供と共有＞の具体化として「市町別の数字を各市町行政等に提供」する。さらに、＜情報提供と共有＞及び＜市町村と一緒に進めていくアプローチ＞の手段として、【関係機関向け研修】を実施する。研修の内容は、最新情報の提供及び各市町村の到達点と今後の検討の方向性をともに考えるグループディスカッションが想定される。市民後見人の＜養成事業実施後の展開＞において「市民後見推進で体制整備を先導」するか、または「中核機関整備が養成の前提」とするか、または、＜未実施市町村へのはたらきかけ＞及び＜広域実施＞において中核機関の広域設置を前提とした助言や＜ターゲットを絞った研修＞を実施するか、または「県内市町村を取組の進捗状況に応じカテゴリー分類した上」個別の市町村に対し「カテゴリー別に支援方法を検討」するかどうかは、当該都道府県管内の市町村の状況や意向を踏まえ決定する。ただし、小規模市町村においては予算と人員の限界から単独で市民後見養成研修を実施することが困難であるため、都道府県は、「**県域による養成研修**」を検討すべきである。さらに、いずれの方針を採るとしても、都道府県として【**連携強化・ネットワーク構築**】を進める必要があり、＜意見交換会・連絡協議会・ネットワーク運営会議＞、＜家庭裁判所との連携強化＞及び＜専門職の活用＞に取り組む必要がある。特に、適切な事案に対し当該事案に相応しい市民後見人が選任されるためには、「家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会」における管内の家裁、市町村及び専門職団体、法人後見実施機関等による選任のイメージ共有に加え、個別事案について「検討・支援会議」を実施し「後見（支援）基本方針シート」を活用する等のスキームを全県的に構築することが望まれる。さらに、市民後見推進を含む成年後見制度利用促進への取組に市町村格差のある状況を考えると、【市町村へ

の個別支援】として、＜市町村への個別訪問＞による「市町村の課題に合った、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供」や＜市町村の協議への参加＞が必要である。また、市町村からの＜個別相談への対応＞を通じ当該市町村の体制整備に繋げる取組も重要である。

以上の結論は、厚生労働省（2020：64）の提示する「都道府県の役割と取組」と重なるところも多いが、市民後見推進に注目して取組相互の関係を分析したところに本研究の独自性がある。

（2）新潟県の支援の今後の方向性について

ここまでの分析結果から、新潟県では、他の都道府県と比較しても多くの取組を実施し、一定の成果を挙げているといえる。今後カテゴリー分類に基づく市町村に対する個別支援の具体化が期待される。

5 今後の課題

本研究で使用したデータのうち、静岡県及び新潟県の取組以外のデータは、筆者のヒアリングにより得られたデータではない。また、本研究において利用したデータの入手にかかる調査の実施後の市町村及び都道府県による体制整備の進展もある。これらの点を踏まえ、今後自らインタビューを実施し、最新の状況を調査したい。また、特に、新潟県の取組について、今後支援を受けた市町村の担当者の受け止め及び当該市町村の施策に与えた影響について調査を行うことで、取組の成果を検証する必要がある。

参考文献

- 大沢理尋(2020)日本福祉大学大学院2020年度博士論文『成年後見制度利用促進における「市民後見推進」の総合的研究』
- 上山泰(2015)『専門職後見人と身上監護〔第3版〕』民事法研究会。
- 上山泰(2018)「成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた今後の課題について」『臨床法務研究』20、107-127。
- 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室(2013)『市民後見人養成・活用に向けた厚生労働省の取組』地域ケアリング15(4)、8-16。
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室〔厚生労働省2020〕「成年後見制度利用促進の動向と都道府県の役割」、<https://www.bing.com/ck/a?!&&p=f2081f365c013334JmltdHM9MTY2MTA4MDcwNyZpZ3VpZD11NTVhMTJhNi04ZDEwLTQzOGYtYTg3Yi0wZWE2MjE0ODU3NWMMmaW5zaWQ9NTE2NQ&ptn=3&hsh=3&fclid=faa26af1-2142-11ed-8f06-a99ba19aa60d&u=a1aHR0cHM6Ly9zY2I0M2E>

0OGZkMGE5OWZhM5qaW1jb250ZW50LmNvbS9kb3dubG9hZC92ZXJzaW9uLzElODMxMzY5OTYvbW9kdWxlLzEzNjExMjY4Mzg5L25hbWUvJUuZjTgwJTkwJUu4JUExJThDJUU2JTk0JUGJUU4JUFBJUFUDJUU2JTk4JThFJUuZjTgwJTkwJUu2JTG4JTkWJUu1JU15JU10JU1U1JU1FJThDJUU4JUE2JThCJU1U1JTG4JU12JU1U1JUBJUE2JU1U1JTG4JUE5JU1U3JTk0JUE4JU1U0JUGJTGzJU1U5JTGwJU1yJU1U2JTGxJU1U1JThCJTklJU1U1JTkWJTkwJU1U5JTGxJUE4JU1U5JTGzJUEJU1U5JTGxJTkwJU1U1JUBJTlIDJUU3JTlIDJThDJUUzJTGxJU1U1JU1U1JU1U5JTG5JU1yLnBkZg&ntb=1 2022.8.21閲覧。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室(厚生労働省2022a)『第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000919353.pdf> 2022.8.14閲覧。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課(厚生労働省2022b)『令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(概要)』、
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000938666.pdf> 2022.8.14閲覧。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課(厚生労働省2022c)『令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(詳細版)』。

佐藤郁或(2008)『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社。33-114。

成年後見制度利用促進体制整備委員会(2018)「平成29年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」、<https://www.mhlw.go.jp/content/000503081.pdf> 2019.4.27閲覧。

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会(2019)「平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、<https://www.mhlw.go.jp/content/000503082.pdf> 2019.4.27閲覧。

「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会(2021)『令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業報告書』、<https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/07/riyosokushin-1.pdf> 2022.8.14閲覧。

中核機関の先駆的取組調査研究委員会(2020)『令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～』、https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2019/chukaku_kikan/jireishu.pdf 2022.8.10閲覧。

内閣府(2017)『成年後見制度利用促進基本計画』、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf> 2019.9.21閲覧。

新潟県高齢福祉保健課・障害福祉課・新潟県社会福祉協議会(2022)『新潟県による担い手育成について～三条市・燕市へのアドバイザー派遣事業を通して見えてきた現状～』